明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○専門職大学設置基準（文部科学二三）　一
○専門職短期大学設置基準（同三四）　二
○学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（同三五）　二〇
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件（国家公安委五二）　二五
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（同五三）　二六
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務四二四）　二六
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務三二三）　三〇
○専門職大学に関し必要な事項を定める件（文部科学一〇九）　三一
○専門職短期大学に関し必要な事項を定める件（同一一〇）　三一
○学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する件（同一一一）　三二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
平成二十八年度財務諸表（独立行政法人家畜改良センター・国立研究開発法人国立環境研究所）、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三四
会社その他
会社決算公告　三五

省令

○文部科学省令第三十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条、第八条、第八十三条の二第二項、第八十八条、第八十八条の二及び第百四十二条の規定に基づき、専門職大学設置基準を次のように定める。

平成二十九年九月八日

文部科学大臣　林　芳正

専門職大学設置基準

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　教育研究上の基本組織（第五条―第八条）
第三章　収容定員（第九条）
第四章　教育課程（第十条―第二十一条）
第五章　卒業の要件等（第二十二条―第三十条）
第六章　教員組織（第三十一条―第三十六条）
第七章　教員の資格（第三十七条―第四十二条）
第八章　校地、校舎等の施設及び設備等（第四十三条―第五十四条）
第九章　事務組織等（第五十五条―第五十八条）
第十章　共同教育課程に関する特例（第五十九条―第六十五条）
第十一章　国際連携学科に関する特例（第六十六条―第七十二条）
第十二章　雑則（第七十三条・第七十四条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　専門職大学は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2　この省令で定める設置基準は、専門職大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3　専門職大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

（教育研究上の目的）

第二条　専門職大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

（入学者選抜）

第三条　入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2　専門職大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

（教員と事務職員等の連携及び協働）

第四条　専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該専門職大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

第二章　教育研究上の基本組織

（学部）

第五条　学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。